

新型コロナウイルス感染症対策に伴う各種申請等の郵送対応について

河内長野市都市計画課計画指導係が所管する以下の各種申請書について、郵送での対応を実施します。

以下（１）から（４）までの内容をお読みいただき、郵送いただきますようお願いいたします。
なお、不明な場合は都市計画課計画指導係までご相談ください。

宛先：〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市都市計画課計画指導係 宛
電話番号：0721-53-1111（内線545・539）

（１）郵送での受付をする申請書等

- 河内長野市開発事業の手續等に関する条例に関する申請書等
 - 都市計画法第29条開発許可に関する協議書・申請の経由書類
※市街化区域内の29条開発行為許可申請、35条の2開発行為変更許可申請、36条工事完了届については広域まちづくり課にご確認ください。
 - 宅地造成等規制法第8条許可に関する協議書・申請の経由書等
※市街化区域内の8条許可申請、12条変更許可申請、13条完了検査申請については広域まちづくり課にご確認ください。
 - 道路位置指定に関する協議書・申請の経由書等
 - 農地転用に係る開発行為に該当しない旨の証明願申請の経由書類
 - 生産緑地に関する申請書等
 - 特定生産緑地指定申請書
 - 納税猶予特例適用の農地等該当証明申請書
 - 都市計画に関する証明願申請書
 - 都市施設明示願申請書
 - 国土利用計画法に基づく届出書
 - 公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出書又は申出書
 - 優良住宅証明申請書（長期優良住宅ではありません。）
 - 優良宅地証明申請書
 - 屋外広告物に関する申請書等
 - 福祉のまちづくり条例に関する申請書等
 - 大阪府建築物の附属する特定の設備等安全確保に関する条例に関する届出書
 - 確認申請に伴う経由書類
 - 建築基準法に基づく許認可申請の経由書類
 - 都市計画法第53条許可申請書（市街化調整区域に限る）
 - 立地適正化計画に係る届出書
- ※手数料が必要となります（ 色の内容） 納付方法等は（４）を参照ください。

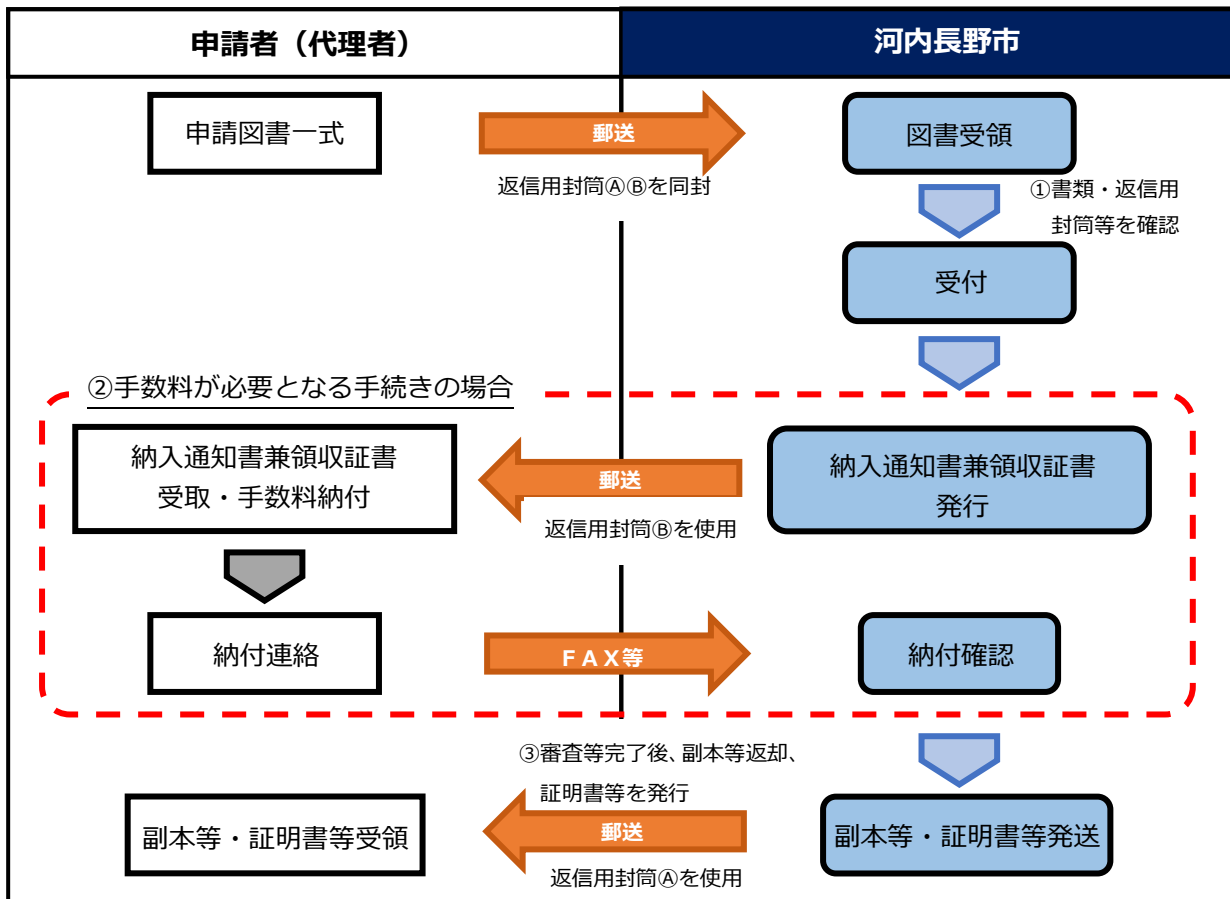
（２）郵送での受付をする期間

緊急事態措置を実施すべき期間に限ります。

(3) 郵送の際の注意点

- 郵送は、電話番号、メールアドレス等連絡先を明記してください。また、書留郵便等配達記録が残るものにしてください。
- 申請等にあって必要となる郵送費用はすべて申請者／届出者の負担となります。
申請書等に不備があり河内長野市から送り返す場合も申請者／届出者の負担とします。ご注意ください。
- 図書の返却が必要なものや、河内長野市で証明書等を発行する申請等については、
返信用封筒等④を申請書等の郵送時に合わせて送付してください。
- 手数料が必要な申請等の場合、河内長野市からの納入通知書の送付用に別途返信用封筒等⑤を同封してください。
- 上記の返信用封筒等は副本や納入通知書（A4）を折らずに入るサイズのものとし、かつ、書留等配達記録にかかる費用分の切手を貼付けてください。（許容サイズ内であればレターパックも可）
- 上記の返信用封筒等にはあらかじめ宛先の住所・会社名・担当者名等を記入してください。
また、信書を送ることができるものとしてください。
- 郵送事故に関して、河内長野市は責任を負いません。

(4) 郵送による申請等のながれ・手数料の納付方法



①必要書類等を確認します。

不備がある場合、再提出・追加資料の提出を求められることがありますのでご注意ください。

②手数料が必要となる手続きの場合

- ・ 受付（書類等を確認し受付可能と判断できた場合）後に河内長野市から「納入通知書兼領収証書」を発行し、申請者あてに送付します。
- ・ 申請者による納付（銀行等で納付）が確認できた段階で、副本等・証明書等を発送します。
（銀行の收受印がある領収書を FAX 等で確認します）

③審査等完了後、副本等の返却や証明書等の発行がある場合は河内長野市から送付します。

審査にて書類の不備が発覚した場合、補正・追加資料の提出を求められることがありますのでご注意ください。

注) 上記は大まかな流れです。各申請等により詳細は異なりますので、都市計画課計画指導係に相談ください。